

## 議第39号

三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案

三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例（平成26年三島市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の三島市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了し、及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に	平成32年3月31日までに同項第2号に規定する

修了した者

主任介護支援専門員更新研修を修了し、及び同  
日以降5年を超えない期間ごとに

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士